

第 2 2 5 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 2 号

令和 5 年 2 月 3 日かすみがうら市農業委員会告示第 2 号をもって、令和 5 年 2 月 1 0 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 2 2 5 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 5 年 2 月 10 日（金） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	10 番	高田 健司	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝
13 番	栗山 千勝	14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

1 番 海東 功 2 番 西崎 敏和

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第 6 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利異動届について
報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
報告第 10 号 制限除外の農地異動届の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 9 号 農地改良協議書に対する同意について
議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
議案第 13 号 遊休農地の非農地判断について
議案第 14 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）について
議案第 15 号 かすみがうら市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

午後 15 時 11 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和5年 第225回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、1番 海東功委員、2番 西崎敏和委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声・・・</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に報告第6号から第10号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

11 番谷中委員	<p>で許可を受けた土地になりますが、その後の土地利用調整において、土地の所有者から使用貸借で貸したいとの希望があったため、再度申請が上がったものになります。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>

3 番 鈴木委員	渡人と請人の関係はどういった関係なのか。 これだけの面積を無償とは、私は考えられないが。
6 番 安田委員	渡人とは、叔父・甥の関係です。
3 番 鈴木委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙 手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号 3 番は原案のとおり許可する ことに決定いたします。
議長	次に番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手 をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成（賛成多数）ですので、番号 4 番は原案のとおり許可する ことに決定いたします。
議長	次に番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙 手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号6番、7番については、5条許可と関連する案件ですので、議案第8号の審査の中で一括審議といたします。</p>
議長	<p>次に番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・質問、意見等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号8番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・質問、意見等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号9番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第7号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、番号6番・7番を除き、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。</p>

14番 塚本委員	<p>ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号4番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約500m北に位置する畑2筆になります。</p> <p>こちらは、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>また、申請地は第1種農地ですが、申請地は集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
4番 宮本委員	<p>現地の下流側は水田となっており、除草剤等が流入する恐れはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>周辺農地への影響が無いよう、環境保全課等と連携して、そのような意見が出たこと、伝えてまいります。</p>
4番 宮本委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について 原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番、3番については、「議案第7号」番号6番、7番と同一計画地であり、関連した案件になりますので一括審議をお願いします。</p> <p>ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番、3番 並びに「議案第7号」番号6番、7番について、原案のとおり 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番、3番 並びに「議案第7号」番号6番、7番は、原案のとおり許可することに 決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>（異議なしの声・質問、意見等なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に 「議案第9号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお 当案件については 事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14 番 塚本委員	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。 図面番号 5 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●から約 3 0 m 北に位置する畑 3 筆 になります。 搬入土の発生元は●●●●●●の農地から搬入し、湿畑解消をする ための申請となります。 改良後はネギを作付する計画となっております。 なお、●●●●●●の農地は今回の農地改良で土を搬出した後、 隣接地で開発工事中の火薬庫の建築に伴う発生残土を搬入し、農地の 一時転用を行う計画となっております。</p> <p>以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様の変更の審議の程、 よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について原案のとおり 同意することに、賛成の方は 挙 手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成 (賛成多数) ですので、番号 1 番は原案のとおり 同意す ることに 決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 9 号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案の とおり同意することに決定いたしました。</p>

議長	次に「議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。
議長	事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手 をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第10号農業経営 基盤強化促進法 第 18条 第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」 は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程 いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 をお願いします。

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第11号農業経営 基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議長	次に「議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の 決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が 終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第12号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地 利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議長	次に「議案第13号遊休農地の非農地判断について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 事務局説明
議長	事務局説明が 終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。

<p>議長</p>	<p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第13号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、「議案第13号遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に「議案第14号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の廃止について」及び「議案第15号かすみがうら市空き家に付属した農地の別段面積 取扱基準の廃止について」は、関連がありますので、一括審議をお願いします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
<p>議長</p>	<p>事務局説明が 終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（意見、質問なし）・・・</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第14号 及び 議案第15号 について、原案のとおり 決定することに 賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、「議案第14号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の廃止について」及び「議案第15号かすみがうら市空き家に付属した農地の別段面積 取扱基準の廃止について」は</p> <p>原案のとおり 決定いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>来月の総会は、3月10日（金）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、廣原 孝 委員、海東 功 委員、 高田 健司 委員 です。 日時は、3月2日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2と いたします。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に 事務局から、何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして、第225回総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

--	--

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により
署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____